

新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰要綱

(趣旨)

第1条 新潟市は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進及び女性の活躍推進のため、働きやすい職場環境整備に積極的に取り組む事業所を表彰するものとし、その取り組み内容を広く周知することにより、職場環境整備の促進及びワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次に掲げる要件の全てを満たす事業所とする。

(1) 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、別表に掲げる取り組みのいずれかを行っていること。

(2) 表彰を受けようとする年度の4月1日現在において、1年以上新潟市に所在していること。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により既に表彰を受けた事業所については、重ねて対象としない。

(表彰の方法等)

第3条 表彰は、毎年度1回、表彰状を授与することにより行うものとする。

2 市長は、表彰を受けたワーク・ライフ・バランス推進事業所の名称、取り組みの内容等を公表するものとする。

(表彰の名称等)

第4条 表彰の名称は、新潟市ワーク・ライフ・バランス推進賞とし、企業規模を問わずワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な取り組みを行っている事業所及び、女性の仕事と生活の両立支援等を通じて女性の活躍を推進する取り組みを行っている事業所のうち、特に先駆的・特徴的な取り組みを行っており、他の事業所の模範となり、広く周知されるべき事業所に対して表彰を行うものとする。

(表彰する事業所の決定)

第5条 市長は、次条の規定による応募を受けたときは、事業所について第7条に規定する選考委員会の選考を経て表彰する事業所を決定するものとする。

(応募の方法)

第6条 この要綱による表彰に応募しようとする者は、ワーク・ライフ・バランス推進事業所応募書を市長に提出するものとする。

2 前項の応募者に対して、必要に応じて聞き取り調査や調査票の提出を求めることができるものとする。

(選考委員会)

第7条 市長は、表彰する事業所を選考するため、新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、第1号から第3号までに掲げる者のうちから市長が委嘱するほか、第4号から第5号までに掲げる職にある者がその所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

(1) 労働団体を代表する者

(2) 経済団体を代表する者

(3) 有識者

(4) 経済部雇用政策課長

(5) 市民生活部男女共同参画課長

3 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決定する。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会の会議は、委員長が招集する。

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

8 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワーク・ライフ・バランス推進事業所の表彰について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1	所定外労働の削減のための取り組み
2	年次有給休暇の取得促進のための取り組み
3	就業環境の変化に応じた非正規雇用から正規雇用への転用制度
4	育児、介護又は自己啓発のための休業や勤務時間の短縮、フレックスタイム制、在宅勤務などの制度を活用する取り組み
5	育児休業又は介護休業の取得者に対する円滑な職場復帰に向けた取り組み
6	事業所内保育所の設置や補助金、法定外の休暇、相談窓口の設置などの取り組み
7	育児や介護等により退職した者を再雇用や再就職により積極的に受け入れる取り組み
8	経営陣と従業員が協力し個々の能力を十分に発揮できる職場づくりに向けた取り組み
9	女性従業員の採用に向けた積極的な取り組み
10	女性管理職への登用に向けた積極的な取り組み
11	職場訓練や研修等による女性の人材育成に向けた積極的な取り組み
12	その他事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進するための独自の取り組み